

個人情報の取扱いに関する規則

(平成 30 年 6 月 14 日制定)

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本規則は、特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下、「本法人」という）は、個人情報の保護に関する法律を含む関連法令、ガイドライン等（以下、「関連法令等」という。）の規定に則り、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定める。なお、本法人は、本規則に定めのない事項についても、関連法令等に従い、個人情報を取り扱う。

(定義)

第 2 条 本規則において使用する用語の定義は次のとおり定める。

(1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式をいう。）次項②において同じ。）で作られる記録をいう。本規則第 10 条第 2 項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

② 個人識別符号が含まれるもの

(2) 「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、「個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）」（以下、「政令」といい、最新の政令をこの規則に添付するものとする。）で定めるもの

① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

② 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの

(3) 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその

- 取扱いに特に配慮を要するものとして政令第 2 条で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (4)「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次のいずれかに該当するもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令第 3 条第 1 項で定めるものを除く。）をいう。
- ①特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの
 - ②上記①のほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令第 3 条第 2 項で定めるもの
- (5)「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (6)「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令 4 条で定めるものまたは政令第 5 条で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
- (7)「匿名加工情報」とは、次に掲げる個人情報の区分に応じて定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- ①本条 (1) ①に該当する個人情報
当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
 - ②本条 (1) ②に該当する個人情報
当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- (8)「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人のことをいう。
- (9)「情報機器」とは、コンピュータ（サーバ、パーソナルコンピュータ、スマートデバイス等）、プリンタ、携帯電話、通信制御装置等の情報を処理する機器をいう。
- (10)「外部記録媒体」とは、フラッシュメモリ（USB メモリ、メモリカード等）、ポータブルハードディスク、IC レコーダー、DVD、CD 等の容易に取外しや携帯が可能な情報の保存媒体をいう。
- (11)「ネットワーク」とは、情報機器を相互に接続するための通信網並びに当該通信網に接続している情報機器、及び外部記憶装置で構成し情報処理を行う仕組みをいう。
- (12)「情報システム」とは、本法人が保有する情報を体系化し、情報機器、ネットワーク、プログラム等により保管、及び管理するデータを処理するための仕組みをいう。

(適用範囲)

第 3 条 この規則は、本法人が取り扱うすべての個人情報に対して適用する。

第2章 個人情報保護体制

(個人情報保護管理者の設置)

第4条 本法人は、個人情報保護の統括的な責任者として、個人情報保護管理者を置く。

2. 個人情報保護管理者は、理事長により任命される。
3. 個人情報保護管理者は、本学会事務局長が担当する。
4. 個人情報保護管理者は、この規則の目的を達成するために、必要に応じて個人情報保護を推進する体制を組織することができる。

(個人情報保護リーダー)

第5条 個人情報管理者は、本法人の業務チーム毎に個人情報保護を推進する個人情報保護リーダーを任命する。

2. 個人情報保護リーダーは、個人情報保護管理者を補佐し、自業務チームの個人情報を取扱う者に対し、関連規則を遵守するための周知、教育、対策、点検等の必要な措置を行う。

(情報システム管理者)

第6条 個人情報管理者は、本法人の情報システムの安全管理措置を推進する情報システム管理者を任命する。

2. 情報システム管理者は、本法人の情報システムを管理するとともに、本法人の情報システムの適正な利用が行えるよう、必要な安全対策を講じる。

第3章 個人情報の取得

(個人情報の利用目的の特定)

第7条 本法人は、個人情報を取り扱うに当たり、その利用の目的（以下、「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2. 本法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第8条 本法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、本規則第7条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 本法人は、合併その他の事由により他の法人から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。ただし、以下の各号に該当する

場合はその限りでない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(個人情報 の 適正な取得)

第9条 本法人は、個人情報を取得する場合、業務上必要な範囲内で、適正かつ適法な手段により取得しなければならない。

2. 本法人は、要配慮個人情報を取得する場合、あらかじめ本人の同意を得てから取得しなければならない。ただし、以下の各号に該当する場合はその限りでない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法の適用が除外されている組織、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体または国際機関等により公開されている場合
- (6) その他本項(1)から(5)に準ずるものとして政令第7条で定める場合

(利用目的の通知等)

第10条 本法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、または公表しなければならない。

2 本法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って申込書・契約書等の書面(電磁的記録を含む。以下本項において同じ。)により本人から直接個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、本人に対し、あらかじめその利用目的を明示しなければならない。ただし人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 本法人は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、または

公表しなければならない。

4 本条第1項から第3項の規定は、次の場合については、適用しない。

- ①利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
- ③国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ④取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第4章 個人情報の第三者への提供

(第三者提供の制限)

第11条 本法人は、個人データをあらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。ただし、以下の各号に該当する場合は、その限りでない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

2 本法人は、第三者に提供される個人データ(要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。)について、本人の求めに応じて個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、「個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号)」(以下、「個人情報保護委員会規則」といい、最新の個人情報保護委員会規則をこの規則に添付するものとする。)第7条で定めるところにより、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、個人データを第三者に提供することができる。(以下、「オプトアウト」という。)

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること
- (2) 第三者に提供される個人データの項目
- (3) 第三者への提供の方法
- (4) 本人の求めに応じて本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること

(5) 本人の求めを受け付ける方法

3 本法人は、前項(2)、(3)または(5)に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、個人情報保護委員会規則第7条で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 次に掲げる場合において、本法人が個人データを提供する場合は、前各項の適用については、個人データの第三者への提供に該当しないものとする。

(1) 本法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を委託することに伴って当該個人データを提供する場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データを提供する場合

(3) 特定の者との間で共同して利用する個人データを当該特定の者に提供する場合であって、その旨並びに共同して利用する個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いている場合

5 本法人は、前項(3)に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第12条 本法人は、外国(本邦の域外にある国または地域をいう。以下同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除くが、本規則施行日現在、除外される外国は存しない。以下この条において同じ。)にある第三者(個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則第11条で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下本条において同じ。)に個人データを提供する場合には、本規則第11条第1項各号に掲げる場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨について本人の同意を得なければならない。この場合においては、本規則第11条の規定は適用しない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本法人は、個人データを第三者に提供した場合、個人情報保護委員会規則第12条で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名または名称、その他の個人情報保護委員会規則第13条で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が本規則第11条第1項各号または第4項各号のいずれか(前条の規定による個人データの提供にあつては、本規則第11条第1項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。

2. 本法人は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則第14条で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 14 条 本法人は、第三者から個人データの提供を受けた場合、個人情報保護委員会規則第 15 条で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、個人データの提供が本規則第 11 条第 1 項各号または第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名または名称および住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団
体で代表者または管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者または管理人）の氏名

(2) 当該第三者による個人データの取得の経緯

2. 本法人は、前項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則第 16 条で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則第 17 条で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 本法人は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則第 18 条で定める期間保存しなければならない。

第 5 章 個人情報の管理

(個人データの管理の原則)

第 15 条 本法人は、本法人が取り扱う個人データを利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(個人情報の安全管理対策)

第 16 条 本法人は、本法人が取り扱う個人データに対する不正アクセス、漏えい、紛失、毀損、改ざん、破壊、その他のあらゆるリスクに対して必要かつ適切な安全管理対策を講じなければならない。

(委託における取扱い)

第 17 条 本法人は、個人データの取扱いの一部または全部を委託する場合は、委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 本法人は、第 1 項に該当する委託先に対し、個人情報保護等に関する契約を締結するものとする。

(職員の監督および教育)

第 18 条 本法人は、職員に個人データを取り扱わせるに当たって、個人データの安全管理が図られるよう、職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 本法人は、個人情報保護の重要性を周知徹底させるため、必要に応じて職員に対し個人情報保護に対する教育を行うものとする。

第 6 章 個人情報の開示・訂正及び利用停止・消去

(保有個人データに関する事項の公表)

第 19 条 本法人は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1) 本法人の氏名または名称
- (2) 全ての保有個人データの利用目的（本規則第 10 条第 4 項各号に該当する場合を除く。）
- (3) 保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正・追加または削除、利用の停止または消去・提供の停止による請求に応じる手続、およびその手数料の額
- (4) 保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令第 8 条に定めるもの

(保有個人データの利用目的の通知)

第 20 条 本法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データについて利用目的の通知を求められたときは、本人であることを確認したうえで、本人に対し、遅滞なくこれを通知するものとする。ただし、以下の各号に該当する場合は、その限りでない。

- (1) 前条の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 本規則第 10 条第 4 項各号に該当する場合

2 本法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

(保有個人データの開示)

第 21 条 本法人は、本人から本法人の保有個人データについて開示を求められたときは、本人であることを確認したうえで、本人に対し、政令第 9 条で定める方法により、遅滞なくこれを開示するものとする。ただし、以下の各号に該当する場合は、その全部または一部を開示しないこととする。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 保有個人データの全部または一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

(保有個人データの内容の訂正・削除)

第 22 条 本法人は、本人から本法人の保有個人データについて、内容の訂正、追加または削除（以

下、「訂正等」という。)を求められたときは、本人であること、および訂正等をすべき事項を確認したうえで、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等に応じるものとする。

2 保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、または訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

（保有個人データの利用・提供の停止）

第 23 条 本法人は、本人から本法人の保有個人データの利用の停止、消去または第三者への提供の停止（以下、「利用停止等」という。）を求められたときは、本人であること、およびその求める内容を確認したうえで、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく当該保有個人データの利用停止等に応じるものとする。

2 保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき、または利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

（理由の説明）

第 24 条 本規則第 20 条第 2 項、第 21 条第 2 項、第 22 条第 2 項、または第 23 条第 2 項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（苦情および相談）

第 25 条 本法人は、本法人の個人情報の取扱いについて相談窓口を設置し、本人から苦情および相談を受け付け、対応するものとする。

第 7 章 匿名加工情報の取扱い

（匿名加工情報の作成・利用・提供等）

第 26 条 本法人は、匿名加工情報（匿名加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令第 6 条で定めるもの（以下、「匿名加工情報データベース等」という。）を構成するものに限る。以下同じ。）を作成する場合、特定の個人を識別すること、およびその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則第 19 条に定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

2 本法人は、匿名加工情報を作成した場合、その作成に用いた個人情報から削除した記述等およ

び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則第 20 条で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 本法人は、匿名加工情報を作成した場合、個人情報保護委員会規則第 21 条で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

4 本法人は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供する場合、個人情報保護委員会規則第 22 条で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供する匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目およびその提供の方法について公表するとともに、提供する第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

5 本法人は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

6 本法人は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置をそれぞれ講じ、かつ、講じた措置を公表するよう努めなければならない。

第 8 章 雑則

(規則の変更)

第 27 条 本規則は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 本規則は、平成 30 年 6 月 14 日から施行する。